



報道発表

平成24年2月9日
横浜税関

平成23年の横浜税関管内における密輸事犯

1. 社会悪物品の密輸入事犯の摘発状況

- ◎ 不正薬物の密輸入事犯の摘発件数は、12件(前年同数)
- ◎ 押収量は、
 - 覚醒剤 約69kg(全増)
 - 大麻 約5g(全増)
 - 麻薬・向精神薬の錠剤型薬物 対前年比減(約4000錠)

【特徴】

- ◇ 相次ぐ覚醒剤密輸事犯の摘発
- ◇ 多様な運送形態による密輸隠匿手口
 - ・商業貨物である中古自動車の燃料タンク内への覚醒剤液状物隠匿
 - ・船舶乗組員による覚醒剤身辺隠匿
 - ・国際郵便を利用したスーツケース二重工作による覚醒剤隠匿

2. 主な社会悪物品の密輸入事犯の摘発実績(全国・横浜)

年 種類		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		前年比	
			横浜		横浜		横浜		横浜		横浜		横浜
覚醒剤	件	72	-	110	1	164	1	152	-	185	5	122%	全増
	kg	287	-	408	-	333	1	322	-	402	69	125%	全増
大麻	件	168	6	123	2	111	8	59	-	71	2	120%	全増
	kg	491	3	87	0	52	0	27	-	57	0	213%	全増
大麻草	件	126	5	96	2	87	3	45	-	57	2	127%	全増
	kg	450	3	63	0	40	0	2	-	6	0	361%	全増
大麻樹脂	件	42	1	27	-	24	5	14	-	14	-	100%	-
	kg	41	0	24	-	12	0	25	-	51	-	203%	-
あへん	件	6	-	-	-	4	-	2	-	2	-	100%	-
	kg	17	-	-	-	3	-	3	-	4	-	125%	-
麻薬	件	121	3	46	-	93	5	50	5	37	2	74%	40%
	kg	22	1	3	-	15	0	11	1	44	-	387%	全減
	千錠	1,329	0	142	-	83	1	16	5	5	3	31%	60%
ヘロイン	件	4	-	4	-	4	-	4	2	6	-	150%	全減
	kg	1	-	1	-	1	-	1	1	3	-	216%	全減
コカイン	件	17	2	7	-	10	-	11	1	9	-	82%	全減
	kg	16	1	2	-	13	-	6	0	38	-	661%	全減
MDMA等	件	64	-	15	-	4	1	2	-	4	-	200%	-
	kg	-	-	-	-	0	-	-	-	2	-	全増	-
	千錠	1,315	-	139	-	31	0	0	-	0	-	7%	-
ケタミン	件	10	-	5	-	4	-	10	-	1	-	10%	-
	kg	5	-	0	-	0	-	4	-	0	-	2%	-
メチロン	件	10	-	-	-	29	-	3	-	3	-	100%	-
	kg	1	-	-	-	0	-	0	-	1	-	25.1倍	-
	千錠	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
その他麻薬	件	16	1	15	-	42	4	20	2	14	2	70%	100%
	kg	0	0	0	-	0	0	0	-	0	-	3%	-
	千錠	14	0	3	-	51	1	16	5	5	3	32%	60%
向精神薬	件	28	5	34	4	30	3	33	7	31	3	94%	43%
	kg	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	302%	-
	千錠	12	5	20	2	10	0	14	6	13	1	92%	14%
合計	件	395	14	313	7	402	17	296	12	326	12	110%	100%
	kg	816	4	498	-	403	1	364	1	509	69	140%	69倍
	千錠	1,340	5	162	2	93	1	30	11	18	4	60%	36%
参考(使用回数)	万回	1,289	-	1,388	-	1,191	-	1,133	-	1,550	-	137%	-
銃砲	件	6	2	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	丁	10	3	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-
銃砲部品	件	3	1	3	-	1	-	-	-	1	-	全増	-
	点	4	1	3	-	2	-	-	-	1	-	全増	-

(注) 1. 税関が摘発した密輸事件に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。

2. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計数量を示す。

3. MDMA等は、MDMA及びMDA等の合成麻薬の合計数量を示す。

4. ケタミンは、平成18年3月に麻薬及び向精神薬取締法に基づく「麻薬」に指定され、平成19年1月1日より施行。

5. メチロンは、平成19年1月に麻薬及び向精神薬取締法に基づく「麻薬」に指定され、同年2月3日より施行。

6. 端数処理のため数値が合わないことがある。

7. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

8. 平成23年の数値は速報値である。

3. 主な摘発事例

【社会悪事犯】

中古自動車に隠匿した覚醒剤密輸入事件

平成23年6月、神奈川県警ほか取締機関との共同調査により、アラブ首長国連邦来中古自動車に隠匿された覚醒剤液状物を発見・摘発し、同年7月、密輸入しようとした日本人男性1名を関税法違反で横浜地方検察庁に告発した。



ロシア人船員による覚醒剤密輸入事件

平成23年5月、ロシアから横浜港に入港し大黒ふ頭に接岸したマーシャル諸島籍貨物船のロシア人船員が、上陸した際に身辺に隠匿し密輸入した覚醒剤約 1kg を摘発し、同年6月、同ロシア人船員1名を関税法違反で横浜地方検察庁に告発した。



国際郵便物を利用した覚醒剤密輸入事件

平成23年10月、トルコ共和国来国際郵便物のスーツケース2個に隠匿された覚醒剤約 4kg を発見・摘発し、神奈川県警との共同調査を実施。平成24年1月、密輸入しようとしたノルウェー人男性1名を関税法違反で横浜地方検察庁に告発した。



【その他の事犯】

廃バッテリー不正輸出事件

平成23年9月及び10月、神奈川県警の協力により、中華人民共和国(香港特別行政区を含む)向けに廃バッテリー約 846 トンを不正に輸出した元通関業者らを関税法違反で横浜地方検察庁に告発した。



※廃バッテリーの写真についてはイメージであり、実際のものとは異なります

連絡・問合せ先

横浜税関 調査部

特別審理官(第1担当): 関 せき

Tel 045-212-6080

